

群馬県環境アドバイザー会報

クリーンニュース 第6号

発行年月日 平成11年12月10日

発行責任者 群馬県環境アドバイザー連絡協議会
代表 新井 榮一

環境アドバイザー重点行動テーマ

行動する環境アドバイザー

・・・研修・情報交換の場を広く・・・

**環境アドバイザーの仲間が
85%増の556名になりました!!**

・・・平成11年10月1日付の登録更新で・・・

**連絡協議会の代表に
新井榮一氏(前橋市)再選**

平成11年11月20日(土)の連絡協議会総会で、
次の方々が役員に選任されました。

代表 新井榮一(前橋市)

副代表 小此木寛次(尾島町) 片亀光(玉村町) 小宮ふみ子(安中市)
柴田正三(富岡市) 高梨善久(高崎市) 都丸臧雄(渋川市)

書記 鈴木克彬(代表書記、富士見村)
飯井哲子(富岡市) 大類谷吉(榛名町) 小暮典子(太田市)
下城茂夫(伊勢崎市) 城田博巳(前橋市) 山口牧夫(安中市)

監査 内山恵子(粕川村) 金井千廣(松井田町)
豊田文子(桐生市) 真下淑惠(沼田市)

情報コーナー

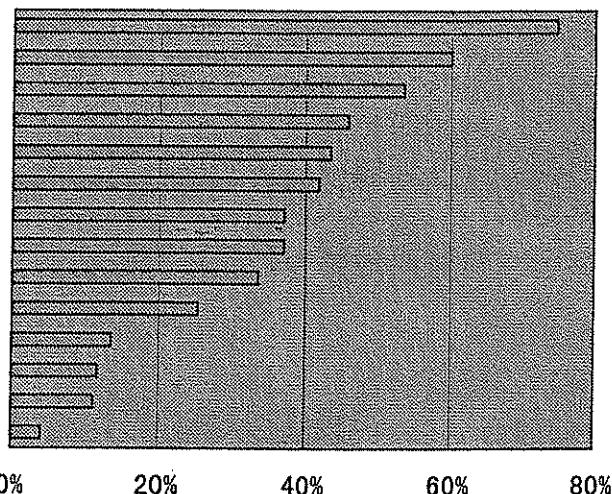
群馬県環境アドバイザー 環境問題の関心項目調査結果

平成11年11月20日(土)の総会の際に行いましたアンケート結果は次の通りです。

対象者 当日の出席者 207名 回答者数 170名 回収率 82%

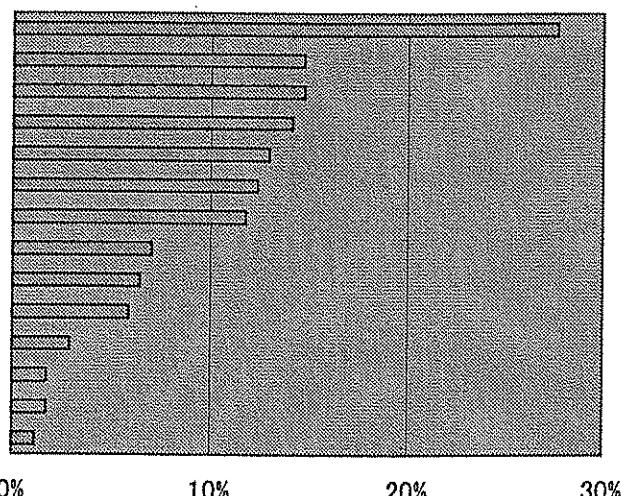
環境問題の関心度

順位	項目	記入者数	人数当たり
1	A ごみ問題	127	75%
2	B 公害1	102	60%
3	L 市民運動・環境教育	91	54%
4	I 地球環境	78	46%
5	G 自然破壊	74	44%
6	H リサイクル	71	42%
7	D ダイオキシン	63	37%
7	E 環境ホルモン	63	37%
9	M グリーンコンシューマー運動	57	34%
10	J 科学技術	43	25%
11	F 原子力発電	23	14%
12	K 環境計画・ISO-14000	20	12%
13	C 公害2	19	11%
14	N その他	7	4%



専門の委員会・部会が発足した場合、参加する意志のある項目

順位	項目	記入者数	人数当たり
1	A ごみ問題	47	28%
2	B 公害1	25	15%
2	M グリーンコンシューマー運動	25	15%
4	L 市民運動・環境教育	24	14%
5	H リサイクル	22	13%
6	I 地球環境	21	12%
7	G 自然破壊	20	12%
8	E 環境ホルモン	12	7%
9	D ダイオキシン	11	6%
10	J 科学技術	10	6%
11	K 環境計画・ISO-14000	5	3%
12	C 公害2	3	2%
12	N その他	3	2%
14	F 原子力発電	2	1%



項目詳細

- A ごみ問題（一般ごみ・廃棄物処理・不法投棄）
- B 公害【1】（大気汚染・水質汚濁・土壤・地下水）
- C 公害【2】（騒音・振動・悪臭）
- D ダイオキシン
- E 環境ホルモン
- F 原子力発電
- G 自然破壊（動物・植物）
- H リサイクル
- I 地球環境（オゾン層破壊・温暖化・酸性雨・砂漠化）
- J 科学技術（省エネ・クリーンエネルギー・クリーンテクノロジー）
- K 環境計画・ISO-14000
- L 市民運動・環境教育
- M グリーンコンシューマー運動
- N その他

地域ニュース

勢多ブロック地域環境学習講座を曾みて(勢多ブロック)

粕川村 宮田 荘二

ドイツの世界的詩人ゲーテの言葉に「節約と勤勉無くして豊かな生活はなし」との心を踏まえて赤城山南麓の自然環境をより豊かに復元整備する事を立志し勢多ブロックの仲間は行政と住民に呼びかけてゴミの減量化を軸にした地域環境学習講座の企画運営に取り組んだ。其の処方と成果の一つに身近な講師を迎える受講者との距離を縮めフラットの会場でめり張りのある講話と対話方式により現実と理想のギャップを埋める対策を模索しながら意識改革を図らしめた。其の作戦が当を得たのか受講者のアンケートにて本音を聞き取ることが出来た。それを集約すると・・・

- 1、ゴミ対策についてのモラルやルールを如何にして守るか?恥ずかしさを覚えた
- 2、住民と企業と行政が夫々の役割と使命を果たす事により改革される
- 3、ドイツや北欧の国民と日本人との環境問題に対する意識の違いを猛反省した
- 4、こうした学習の場を繰り返す事によりルールを守れる住民になれるだろう
- 5、グリーンコンシューマー運動の輪に入って危機感を訴えて行きたい 等々

受講者数は延べ400名足らずであったが、この人達に与えた感動は口伝いで多くの地域住民に深く浸透した。又、アドバイザー不在の地域にも一石を投じたことも否めない。そして、各町村の行政が「ゴミの減量化とリサイクル」、「地域で出来るダイオキシン対策」について積極的に対応して下さったことが講座成功に寄与したものと感謝しております。

講演と自然観察会(太田・新田ブロック)

尾島町 小此木 寛次

太田地区では県委託事業として講演会を3回、9/10「古紙のリサイクルとゴミの分別」(講師・片亀光氏) 10/15「ダイオキシンのいろは」(講師・篠原和人氏) 11/17「ゴミのリサイクルへ発想の転換を」(講師・安井潤一郎氏)を開催。それぞれ80名、120名、100名の参加者があった。予定より少なかったがワイクターでしかも昼間でもあり、環境問題に強い関心を抱いている方々の自主的な参加が多く見られただけに救われると思いました。その姿はそこそこに見られたが、特に「ダイオキシンのいろは」では、顕著であった。質疑時間は延々30分次から次と挙手。打ち切りに司会者も困惑顔であった。11/21は金山自然観察会、「植物・動物・鳥類・水生昆虫」(講師・阿部芳正氏、阿久澤利次氏、内山妙子氏)による、金山の生態系を総合的に考えようとする試みであった。家族連れで参加したうちの児童が、沢でカワゲラの幼虫を食い入る様に観察する姿が印象的だった。総勢33名の参加、最後の鳥合わせでは35種類が確認された。残事業は1つとなつたが、全事業を通じて地元の行政各機関や企業に大変お世話になった。環境問題に取り組む一つの糸口が見えてきた。

身近な環境を知るための「体で感じる環境」講座を企画(利根・沼田ブロック)

水上町 阿部 正

○雑草を食べて環境を知る「摘み草クッキング」を片品村で開催。

身近な雑草を摘んで調理して食べる講座で、少しワイルドな感じですが実は繊細な面も沢山あります。雑草は畑や田んぼの近くのものは食べられないのです。「除草剤や農薬がかかっている」からです。では、そこの農作物は本当に食べられるのでしょうか。

○谷川岳は自然の宝庫。「水源を歩く」講座を開設。

温暖化のせいか人が入り込み過ぎたのか生態系が少しずつ変わっている。『今年おぼえた自然を目に焼き付けて数年経ったら又訪れて下さい。どんなに変わっているかわかります。』

○生ごみは土に還そう。臭いが無く虫がわかない方法があればみんなが堆肥化を推進してくれるので、「コンポストは人類を救う」講座を開設。ごみでなく堆肥にすれば安心して食べられる植物のための土に甦ります。

○物々交換はリサイクルの最終手段。「捨てるのもったいない」という気持ちをみんなにもってもらうため「フリーマーケットのススメ」講座を開設。いつでもどこでも気軽にフリーマーケットを開くための仲間集めや、場所づくりなど実演しながらフリーマーケット育成。

大変な数の人達に携わっていただき、地域環境を考える大きな輪がさらに膨れればと願っています。

トピックス・ことばの解説

容器包装リサイクル法

背景と経過

家庭から排出される一般廃棄物の中で容器・包装廃棄物が占める割合は容積比で60%、重量比で25%に達しています。一般廃棄物の減量化のためにはこの容器包装廃棄物への対策が重要です。

このため平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（容器包装リサイクル法）が制定されました。施行されたのは平成9年4月からで、しかも一部適用のみでした。

それが平成12年4月から「中小規模事業者にも適用され、対象物も拡大」されます。

対象物と対象事業者

施行期間	対象物	対象事業者（製造・販売・サービス）
平成9年4月から	ガラス製容器 P E Tボトル	大規模事業者
平成12年4月から (拡大)	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	中小規模事業者

* 小規模事業者は適用除外（規模は業種別に資本金と従業員数で区分している）

* 容器包装材でも通常の資源回収ルートに乗っているものは対象外となっています。

例えば スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボール

役割分担と問題点

基本的な考え方は消費者・市町村・事業者の役割分担を定めたことです。

消費者ニ分別排出 市町村の定める基準に従い、適正に分別排出する。

市町村ニ分別収集 独自に5年計画を策定し、段階的に分別収集を行う。

事業者ニ再商品化 対象となる特定事業者は分別基準適合物を再商品化する。

再商品化とは「原材料や製品として使用する者に、有償又は無償で譲渡し得る状態にすること」であり、事業者はその費用（材質により異なる）を指定法人（財団法人日本容器包装リサイクル協会）に納入することで義務を果たしたことになります。

容器包装利用事業者及び容器製造事業者である特定事業者は自己申告により、この再商品化費用だけを負担するものです。

最も費用の掛かる分別収集は市町村の負担であり、自治体が実施にこの足を踏んで、なかなか実行されないのが実情です。この法律は市町村がその気にならなければ進まないでしょう。さらに、この法律はリサイクルより好ましいリユース（再使用・リターナブル容器）の使用を圧迫しています。

（この法律は発生抑制の面からみると問題点が多く、消費者、市町村が声をあげることにより適時改定されるべきものと考えます。）

（文責 環境庁環境カウンセラー、群馬県環境アドバイザー連絡協議会書記 下城茂夫）